

国土地理院の地図等の利用手続き

国土交通省 国土地理院 北海道地方測量部

利用可能な国土地理院の主な測量成果等

刊行、ホームページからの公開、申請行為による提供など

有償により
刊行している
基本測量成果



空中写真
電子地形図
数値地図
紙地図 など

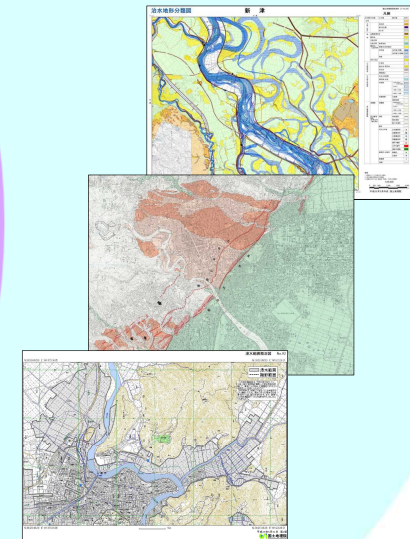
ホームページ
から公開している
技術資料、測量成果等



地理院地図等からの
測量成果等の公開

行政文書
公共測量成果

申請行為により
提供している
技術資料



治水地形分類図
都市圏活断層図
浸水範囲概況図など

測量成果等の利用手続き

基本測量成果

- 測量法に基づく**申請（複製・使用承認）の手続きが必要な場合**があります
 （利用目的、加工方法、地図等の利用サイズ、成果の公開・配布方法などにより判断）

技術資料

- ホームページからの入手、又は提供申請をされての入手の場合は**「出典の記載」**が利用条件となります

ホームページ公開している測量成果等

- **「国土地理院コンテンツ利用規約」**に基づき、利用ルールが定められています

技術資料の利用手続き（申請による入手）

申請に基づき提供される 国土地理院技術資料利用規約（利用ルール）

1) 出典の記載について

【出典記載例】

- ・ 出典：国土地理院技術資料（技術資料番号、技術資料の表題）など
- ※都市圏活断層図を引用する場合は、調査者名と技術資料番号を明記してください
- ※学術論文や図書等に引用する際は、学会誌等が定めたルールに適した方法で引用してください

【技術資料を編集・加工等して利用する場合の記載例】

- ・ 地理院タイル（標高タイル）を加工して作成
- ・ 「〇〇データ」（国土地理院 技術資料）をもとに〇〇株式会社作成

- 2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください
- 3) 本利用ルールが適用されない技術資料について
- 4) 準拠法と合意管轄について
- 5) 免責について
- 6) その他

※上記規約 1) ～6) に従い「出典の記載」により利用可能

国土地理院コンテンツ利用規約（利用ルール）

1) 出典の記載について

【出典の記載例】

- ・ 出典：国土地理院ウェブサイト（当該ページのURL） など

【コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例】

- ・ 地理院タイル（標高タイル）を加工して作成
- ・ 「〇〇データ」（国土地理院）（当該ページのURL）をもとに〇〇株式会社作成



2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください

3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

注）基本測量成果は測量法上の手続きが必要な場合があります

4) 本利用ルールが適用されないコンテンツについて

5) 準拠法と合意管轄について

6) 免責について

7) その他

※基本測量成果以外は、上記規約 1) ～7) に従い「出典の記載」により利用可能（例：ホームページから公開されている技術資料や行政文書）

◆紙地図（地形図、地勢図、地方図等）

縮尺1/10,000～1/5,000,000の紙地図で刊行（有償）

謄抄本交付（交付手数料がかかります）によって入手した旧版地図

※ 技術資料の一部を、紙地図で複製頒布してる場合もあります →対象外

◆電子地形図（25000、20万）

縮尺1/25,000及び1/200,000のラスターデータ型の地図画像データで刊行

◆数値地図（国土基本情報等）、基盤地図情報（基本項目等）

縮尺1/2,500～1/25,000のベクトル形式のデジタルデータで刊行

◆各種主題図（土地条件図、火山土地条件図、湖沼図等）

ある特定のテーマを主題として整備し、紙地図やデジタルデータで刊行

◆空中写真、正射写真

戦後～現在までに時系列的に整備された写真を出力印画及び画像データで刊行

※ 測量成果の位置付けがご不明な場合は、北海道地方測量部までお問合せ下さい

◆地理院地図のデータ（地理院タイル）

地理院タイルのうち、以下のデータは「基本測量成果」となっております。
これらのデータをご利用の際には、測量法に基づいて複製又は使用の承認申請が必要となる場合があります。

※「地理院地図」から公開している各種タイルデータの位置づけは下記参照

<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>



※1：ズームレベル5～18のみ



※2：恵山、栗駒山、箱根山の3火山

※3：秋田焼山、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山、新潟焼山、御嶽山を除く

※4：首都圏（2000年、2005年）、中部圏（2003年）、近畿圏（2001年、2008年）のみ

一部のタイルデータは、ズームレベルや図葉等により位置付けが異なる成果もございますので、ご注意ください。

※ 測量成果の位置付けがご不明な場合は、北海道地方測量部までお問合せ下さい。



基本測量成果の利用申請について

地図の利用目的による判断

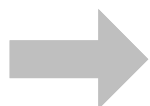
◆私的、教育機関、一時的な資料としての利用



申請及び出所の明示不要で、自由にご利用いただけます

- ◎私的利用：同好会やサークル等の少人数(10人程度)のグループ内で利用
- ◎教育機関で利用：授業等における使用（営利目的の機関は除く、必要な限度内の部数）
- ◎一時的な利用：打ち合わせ等で一時的に利用し、利用後は保管せず処分する場合

◆学術論文、試験問題等での利用や、少量の地図の利用



申請は不要ですが、ご利用には出所の明示が必要となります

- ◎学術論文に利用：学会での発表、学術論文における利用
- ◎試験問題として利用：あらかじめ承認を受けることが困難な試験で利用
- ◎テレビ番組等で利用：番組等の内容補足のための短時間利用
- ◎刊行物等に少量の地図を挿入：内容を補足するため、補助的に挿入して利用

刊行物等に少量の地図を挿入して利用

書籍、冊子、報告書、パンフレット、Web公開のPDFなど

- A: 1ページの大きさに対し**1/4以下**の大きさで地図等の一部を掲載する場合 → ページ数の制限なし
- B: 1ページの大きさに対し**1/2以下**の大きさで地図等の一部を掲載する場合 → 総ページ数の30%以内
- C: 1ページの大きさに対し**1/2を超える**大きさで地図等の一部を掲載する場合 → 総ページ数の10%以内

〇〇報告書

地図等の一部の表紙への掲載は、大きさに関係なく利用可能

平成◇年◇月

公共測量成果等
大きさに関係なく
カウントの対象外

2枚の合計が1/2以下

2枚の合計が1/4以下

技術資料の場合
は大きさに関係なく
出典の記載で利用可

A=3/10ページ B=3/10ページ C=1/10ページで条件を満たしている

基本測量成果以外の技術資料等は、測量法上の手続きの対象外

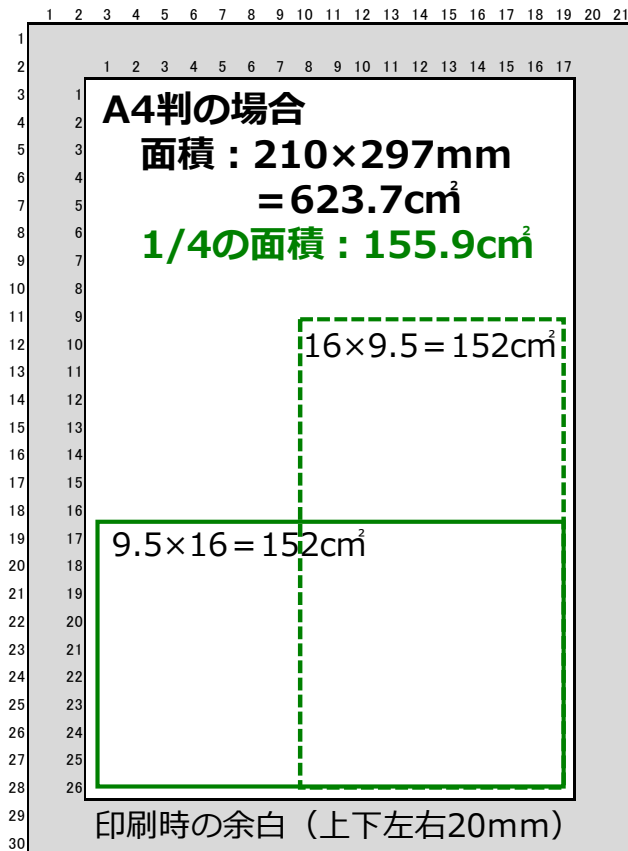
※ 公共測量成果等を利用する場合は、成果作成機関にご確認下さい

出所の明示により利用可

各種資料等に少量の地図を挿入して利用

3ページ以内の記者発表資料、各種案内、チラシなど

- A** : 1ページの大きさに対し**1/4以下**の大きさで地図等の一部を掲載する場合 → ページ数の制限なし
B : 1ページの大きさに対し**1/2以下**の大きさで地図等の一部を掲載する場合 → 総ページ数の30%以内
C : 1ページの大きさに対し**1/2を超える**大きさで地図等の一部を掲載する場合 → 総ページ数の10%以内
 (3ページ以内の場合B,Cは適用外)



記者発表資料

○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○

A

◆◆◆◆◆箇所図



案内

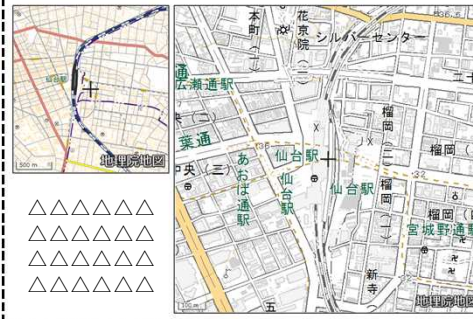
○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○

A

2枚の合計が1/4以下

会場案内 (詳細図)



△△△△△
 △△△△△
 △△△△△
 △△△△△

利用できる地図の割合(面積)は、用紙全体の面積に占める1/4以下
 同じページ内で複数枚の地図を利用する場合はその合計面積で判断
 複数ページの資料は、1ページごとに条件を満たしていれば利用可
 少量の条件を満たしていれば、PDFファイルなどでのWebサイト公開も可

出所の明示により利用可

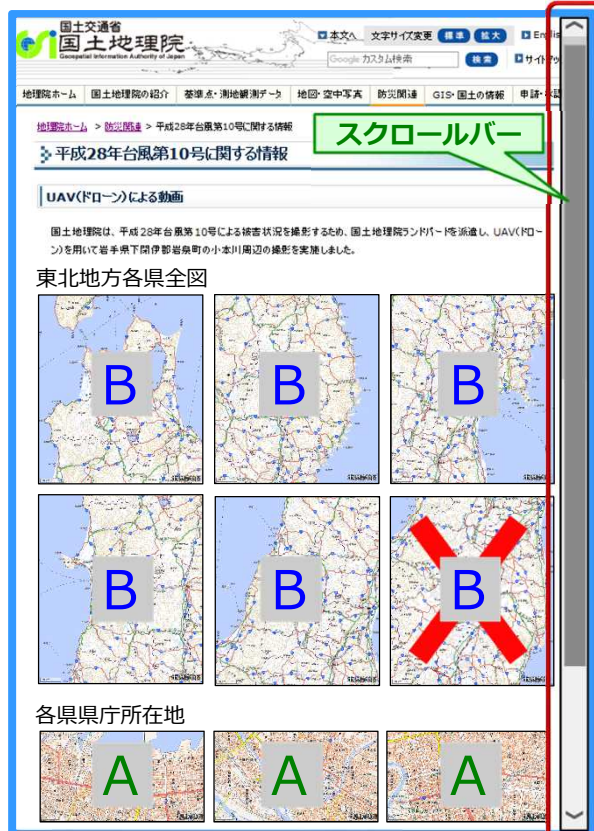
Webサイトに少量の地図を利用

- A 300×400ピクセル以下の大きさで地図等の一部(ラスタ形式)を掲載する場合 → 枚数の制限なし
- B 300×400ピクセルを超える地図等の一部(ラスタ形式)を画面に収まる大きさで掲載する場合 → Webサイト全体の中で5枚まで
- C スクロール機能により画面以上の地図が見られるような場合は1枚でも申請を要します



A = 8枚、B = 1枚で少量の条件をクリア

出所の明示により利用可



B = 6枚で少量の枚数 (5枚) を超えている

測量法上の手続き必要



C = 1枚 (画面以上の大きさの地図)

測量法上の手続き必要

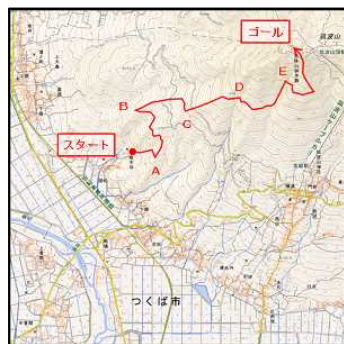
- ※ Webサイト全体 → httpで始まるURLが違う場合は、別のWebサイトとして扱います
- ※ PDFファイル (複数ページも含む) をWeb公開する場合は、刊行物等と同じ考え方になります
- ※ 枚数制限の無い画像は小さいため、画面に収まる大きい画像5枚以内での利用を推奨します

測量法上の「複製」と「使用」の判断 ①

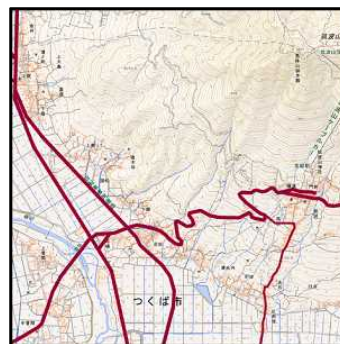
注) 成果品に、複製に該当する図面と使用に該当する図面の両方が掲載される場合は、それぞれの申請が必要になります

複製 (第29条)

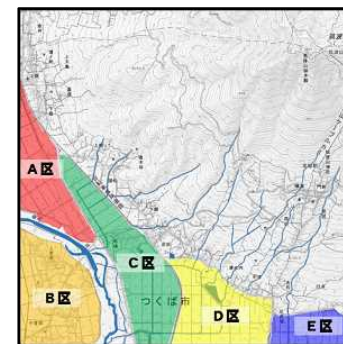
- ・コピー、スキャン等の測量ではない行為で複製したものを基図として、一部の情報を間引いたり、若しくは測量によらない独自情報を付加したもの
- ・電子地形図25000等をGISの背景用地図に利用するための複製



測量によらない独自情報の付加



強調したい情報を部分的にトレース



色調の変更 + 独自情報の付加

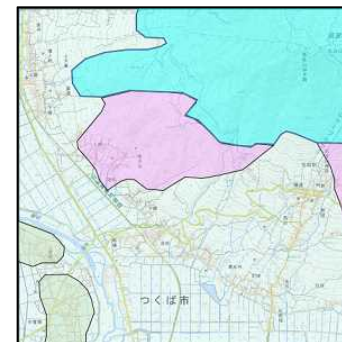


使用 (第30条)

- ・測量成果をトレースし、原測量成果を調製し直して別種の地図を作成
- ・測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図(地質図等)を作成



必要な情報を全面的にトレース



測量によって得た情報の付加

測量法上の「複製」と「使用」の判断 ②

注) 成果品に、複製に該当する図面と使用に該当する図面の両方が掲載される場合は、それぞれの申請が必要になります

基本測量成果



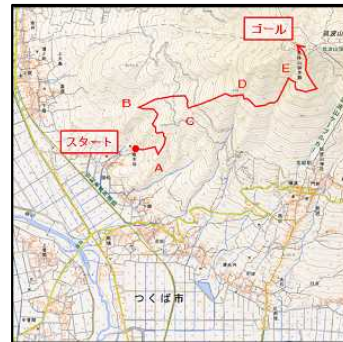
100100010110
100010001011
000101011011
010101010011

ベクトルデータ
及び標高データ

※画像データとして作成されておらず、原成果は数字を羅列したデータのようなイメージ

使用 (第30条)

- ベクトルデータを調製する行為は、コピー（複製）と取扱いが異なります
- ベクトルデータを調製し、背景用の地図、陰影段彩図、鳥瞰図などを作成
- ベクトルデータをGISの背景用地図としてシステムに組み込むために使用



ベクトルデータからラスタデータを作成



陰影段彩図の作成



鳥瞰図及び立体地形模型の作成

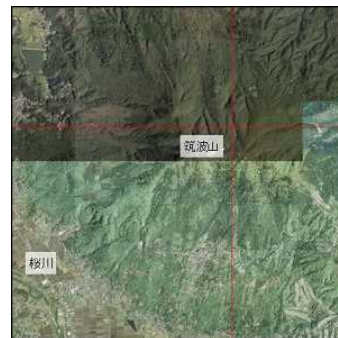
基本測量成果



国土地理院が
撮影した空中写真

複製 (第29条)

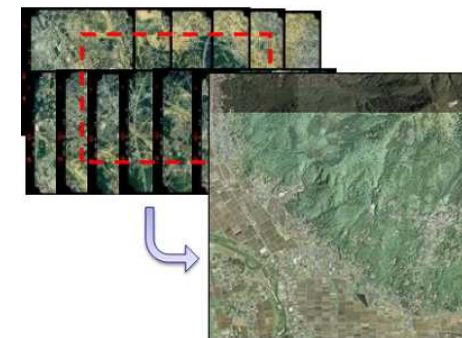
- 複数の空中写真を接合し、測量によらない独自情報を付加して作成



接合+切出+縮小+測量によらない独自情報の付加

使用 (第30条)

- 標定などの測量行為を行って、複数の空中写真からオルソ画像を作成



測量により作成したオルソ画像

測量法上の手続きについて

複製・使用承認申請から承認までの流れ

1. 申請書の作成

承認申請が必要と判断した場合には、目的が同様な申請書（記載例）を利用し、加除修正して申請書を作成してください。

- ◆複製承認申請書(第29条) <http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-29zyou.html>
- ◆使用承認申請書(第30条) <http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-30zyou.html>

2. 申請書の提出

申請書を送付する際には、宛名を明記し切手を貼った返信用封筒を同封し、封筒に「測量成果の複製（使用）承認申請書」等と明記して下記宛に送付してください。

- ◆〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 審査係 宛

※北海道地方測量部管内の紙地図・空中写真を利用して紙の成果を作成する場合のみ

- 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎10F
国土地理院 北海道地方測量部 測量成果の複製（使用）承認担当者 宛

3. 承認書の送付

国土地理院での審査後、「承認書」を送付いたします。審査にかかる期間は申請書が到着してから7日から14日（土日祝日及び年末年始を除く）程度です。

※申請書に記載漏れ、内容の不備がある場合、担当者から電話・メール等で問い合わせいたします。

4. 成果品の提出

作成する成果品には、必ず承認書に記載している承認番号等を記載し、成果品1部を国土地理院（承認を受けた部署に提出）に提出してください。

※インターネット申請 < <https://onestop.gsi.go.jp/onestopservice/> > にも対応

測量法上の手続きについて

承認申請書の記載例（29条複製承認申請書）

測量成果の複製承認申請書 測量法第29条の規定により下記のとおり承認を申請します。 平成XX年XX月XX日 申請者 〇〇市 〇〇部 〇〇課 〇〇係 〇〇〇〇 〒XXX-XXXX 住所 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X 氏名 〇〇市観光部長 〇〇〇〇 国土地理院長 殿	
複製の目的	印刷物及びインターネットWebサイト「〇〇市おすすめ観光ガイドマップ」作成のため（詳細は別紙のとおり）
複製する測量成果の種類及び内容	(1) 電子地形図20万 水戸 (2) 電子地形図25000 筑波 (3) 電子地形図2500 (4) 電子地形図2500 複製の目的
複製する測量成果の交付年月日又は地図の発行年次	(1) 平成XX年XX月XX (2) 平成XX年XX月XX (3) 平成XX年XX月XX (4) 平成XX年XX月XX 複製する測量成果
複製の範囲又は区域	別紙のとおり 複製の範囲又は区域
複製の作業方法	別紙のとおり 複製の作業方法
複製の期間	承認後1ヶ月間
複製品の利用方法及び配布の範囲	有償 <input type="checkbox"/> 無償 <input checked="" type="checkbox"/> 駅、サービスエリア及び道の駅等で無償配布する。 〇〇市のWebサイトに掲載し広く一般に公開する。
複製品の部数	印刷物 100,000部 サーバ 1台
複製 名称及び代表者の氏名	申請者と同じ
機関名 所在地	申請者と同じ 複製機関
複製 氏名	(株) 〇〇印刷社
作業 所在地	〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X 複製業者
備考	〇〇市〇〇部〇〇課〇〇係 〇〇〇〇 TEL:XXX-XXX-XXXX FAX:XXX-XXX-XXXX (株) 〇〇印刷社〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 TEL:XXX-XXX-XXXX FAX:XXX-XXX-XXXX

申請書への記載は具体的に明記し、記入欄に記載しきれない場合は、別紙として添付してください

※完成見本や前回承認済の複製品の出力図がある場合は、添付してください。


別紙

【複製の目的】
地域の活性化のためには観光産業の発展が重要であるが、多くの観光客を呼び込むためには市内の観光スポットを積極的にアピールすることが大きなポイントとなっている。
そこで、〇〇市では、おすすめの観光スポット及び観光コースをわかりやすく紹介した「〇〇市おすすめの観光ガイドマップ」を作成して、駅、サービスエリア及び道の駅等で無償配布する。
また、印刷物の配布だけでなく「〇〇市おすすめの観光ガイドマップ」を画像化し〇〇市のWebサイトに掲載して広く一般に公開する。

【複製の範囲又は区域】
下記の赤枠内


【複製の作業方法】
作成工程
広域アクセスマップの作成
 (1) 電子地形図20万を作業用の端末にJPEG形式で保存する。
 (2) 保存した画像から余白及び外枠線を除去し、必要範囲を切り出す。
 (3) 切り出した画像を50%に縮小したものに独自情報を付加する。色調は変更しない。
 広域マップの作成
 (1) 電子地形図25000を作業用の端末にJPEG形式で保存する。
 (2) 保存した画像から余白及び外枠線の除去並びに正規化を行い1枚の画像に接合する。
 (3) 作成された1枚の地図画像から必要な範囲を切り出す。
 (4) 切り出した画像を50%に縮小し、色調も水色を水色及び水色以外をグレースケールに変更する。その上に独自情報を付加する。
 〇〇市おすすめ観光ガイドマップの作成
 (1) 上記作業で作成した「広域アクセスマップ」、「観光マップ」並びに凡例等を1枚の図面の中に収まるように配置する。※配置図参照
 (2) 作成した図面の画像データを作業用端末及びサーバに保存する。
 (3) 配布用に印刷する。
 ・複製する測量成果から抽出する情報
 電子地形図20万及び電子地形図25000について、全ての情報を背景図として利用する。
 ・独自に付加する情報
 広域アクセスマップ
 〇〇市へのアクセスを説明するために、下記の情報に付加する。

【複製の目的】
地域の活性化のためには観光産業の発展が重要であるが、多くの観光客を呼び込むためには市内の観光スポットを積極的にアピールすることが大きなポイントとなっている。
そこで、〇〇市では、おすすめの観光スポット及び観光コースをわかりやすく紹介した「〇〇市おすすめの観光ガイドマップ」を作成して、駅、サービスエリア及び道の駅等で無償配布する。
また、印刷物の配布だけでなく「〇〇市おすすめの観光ガイドマップ」を画像化し〇〇市のWebサイトに掲載して広く一般に公開する。

【複製の範囲又は区域】
下記の赤枠内


【複製の作業方法】
作成工程
広域アクセスマップの作成
 (1) 電子地形図20万を作業用の端末にJPEG形式で保存する。
 (2) 保存した画像から余白及び外枠線を除去し、必要範囲を切り出す。
 (3) 切り出した画像を50%に縮小したものに独自情報を付加する。色調は変更しない。
 広域マップの作成
 (1) 電子地形図25000を作業用の端末にJPEG形式で保存する。
 (2) 保存した画像から余白及び外枠線の除去並びに正規化を行い1枚の画像に接合する。
 (3) 作成された1枚の地図画像から必要な範囲を切り出す。
 (4) 切り出した画像を50%に縮小し、色調も水色を水色及び水色以外をグレースケールに変更する。その上に独自情報を付加する。
 〇〇市おすすめ観光ガイドマップの作成
 (1) 上記作業で作成した「広域アクセスマップ」、「観光マップ」並びに凡例等を1枚の図面の中に収まるように配置する。※配置図参照
 (2) 作成した図面の画像データを作業用端末及びサーバに保存する。
 (3) 配布用に印刷する。
 ・複製する測量成果から抽出する情報
 電子地形図20万及び電子地形図25000について、全ての情報を背景図として利用する。
 ・独自に付加する情報
 広域アクセスマップ
 〇〇市へのアクセスを説明するために、下記の情報に付加する。

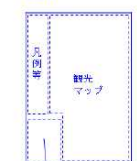
別紙

●…主要駅位置 ●…主要1:0位置 ●…空港位置
 ○◎…主要駅名称 ○◎…主要1:0名称 ○◎…空港名称
 ●●●●…主要鉄道路線 ●●●●…主要河川路線 ●●●●…高速バスルート

観光マップ
 〇〇市内の観光スポットをわかりやすく説明するために、下記の情報に付加する。
 ●…主要観光スポット位置 ●…主要施設位置 ●…駐車場
 ○◎…主要観光スポット名称 ○◎…主要施設名称 ○◎…ガソリンスタンド
 ●●●●…おすすめの観光ルート ●●●●…市内循環バスルート ●…タクシー乗り場
 ●…バス停留所 ○◎…市役所前 ●…バス停名称 ●…コンビニエンスストア

複製品の形態
 配布用印刷物
 大きさ: A1判に印刷し、折りたんでA4判に仕上げ。
 縮尺: 広域アクセスマップ 1/400,000、観光マップ 1/50,000
 その他: 「〇〇市おすすめの観光ガイドマップ」は両面刷りになっており、表面に地図を印刷し、裏面には観光スポットを説明した文章及び写真を印刷する。

Webサイトに公開用画像
 大きさ: 縦2,681ピクセル×横1,901ピクセル
 ファイル形式: JPEG形式
 その他: 閲覧者はブラウザの印刷機能により自由に印刷できる。

配置図

 広域アクセスマップ

複製の目的、複製する測量成果、複製の範囲又は区域、複製の作業方法（作成工程、複製する成果から抽出する情報、独自に追加する情報、複製品の形態）など

※ 申請者は複製しようとする者（複製機関）のみ
 ※ 複製業者名での申請は認められません

測量法上の手続きについて

承認申請書の記載例（30条使用承認申請書）

測量標の使用承認申請書 測量成果	
測量法第 30 条の規定により下記のとおり申請します。	
平成XX年XX月XX日	申請者 〇〇市〇〇部〇〇課〇〇係 〇〇〇〇
申請者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X	申請者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X
申請者 氏名 〇〇市観光部長 〇〇〇	申請者 氏名 〇〇市観光部長 〇〇〇
国土地理院長 殿	
使用目的又は当該測量の種類	印刷物及びWebサイト「〇〇市おすすめ観光ガイドマップ」作成のため 詳細は別紙のとおり
測量地域	別紙のとおり
使用期間	承認後1ヶ月間
使用する測量成果の種類及び内容	(1) 電子地形図20万 (2) 電子地形図25000 (3) 電子地形図25000 (4) 電子地形図25000 (5) 基盤地図情報 544000, 544010, ...
測量精度	特に高度な精度を要し
使用方法	別紙のとおり
使用する測量標の種類及び所在	
使用する測量標の上方に測標等を設ける場合はその所在	
完成図の縮尺及び名称	「〇〇市おすすめ観光広域アクセスマップ」
測量計画機関 名称	申請者に同じ
測量計画機関 代表者の氏名	申請者に同じ
測量計画機関 所在地	申請者に同じ
測量作業機関 名称	(株)〇〇印刷社
測量作業機関 代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇
測量作業機関 所在地	〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X
成果入手年月日	承認後、最新のものを購入する
公共測量実施計画書提出年月日	
備考	〇〇市〇〇部〇〇課〇〇係 〇〇〇〇 TEL: XXX-XXX-XXXX FAX: XXX-XXX-XXXX (株)〇〇印刷社 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 TEL: XXX-XXX-XXXX FAX: XXX-XXX-XXXX

使用の目的
使用の範囲又は区域
使用する測量成果
測量精度
使用方法
完成図の縮尺、名称

別紙

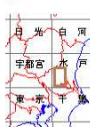
申請書への記載は具体的に明記し、記入欄に記載しきれない場合は、別紙として添付してください

※完成見本や、過去に同様な承認を受けている場合には、その成果品を添付してください


【使用目的】
地域の活性化には観光産業の発展が重要であるが、多くの観光客を呼び込むためには県内の観光スポットを積極的にアピールすることが大きなポイントとなっている。そこで、〇〇市では、おすすめ観光スポット及び観光コースをわかりやすく紹介した「〇〇市おすすめ観光ガイドマップ」を作成して、駅、サービスエリア及び道の駅等で無償配布する。また、印刷物の配布だけでなく「〇〇市おすすめ観光ガイドマップ」を画像化し〇〇市のWebサイトに掲載して広く一般に公開する。

【測量地域】
下記の赤枠内

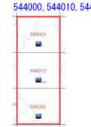
電子地形図20万
水戸



電子地形図25000
筑波、土浦、谷田部



基盤地図情報 数値標高モデル
10mメッシュ (標高)
544000, 544010, 544020



【使用方法】
・作成工程
広域アクセスマップの作成
(1) 電子地形図20万を作業用の端末にJPG形式で保存する。
(2) 保存した画像から余白及び外枠線を除去し、必要範囲を切り出す。
(3) 切り出した画像を基図として必要な情報を独自の仕様に基づきトレースし新たに地図を書きこく。
※基図とした画像は作業後に削除するため背景には残らない。
(4) 書きこいた地図を90%に縮小したものに独自情報を付加する。

観光マップの作成
(1) 電子地形図25000を作業用の端末にJPG形式で保存する。
(2) 保存した画像から余白及び外枠線の除去並びに正規化を行い1枚の画像に結合する。
(3) 作成された1枚の地図画像から必要な範囲を切り出す。
(4) 切り出した画像を基図として必要な情報を独自の仕様に基づきトレースし新たに地図を書きこく。
※基図とした画像は作業後に削除するため背景には残らない。
(5) 基盤地図情報10mメッシュ (標高) から投影陰影図を作成する。 ※投影表示参照
(6) 電子地形図25000をトレースして作成した地図と基盤地図情報10mメッシュ (標高) から作成した投影陰影図を重ね合わせ50%に縮小したものに独自情報を付加する。

〇〇市おすすめ観光ガイドマップの作成
(1) 上記作業で作成した「広域アクセスマップ」、「観光マップ」並びに凡例等を1枚の図面の中に収まるように配置する。 ※配置図参照
(2) 作成した図面の画像データを作業用端末及びWebサーバに保存する。
(3) 配布用に印刷する。

・使用する測量成果から抽出する情報
電子地形図20万については、行政界、河川等水部、高速道路及び鉄道をとレースする。
電子地形図25000については、行政界、河川等水部、主要道路及び主要鉄道をトレースする。

別紙

・トレースする情報及び独自に付加する情報
広域アクセスマップ
主要都市から〇〇市へのアクセスを説明するために、下記のとおりトレースし情報を付加する。

- 陸部 ---行政界 (県境) ---河川等水部
- 主要道路 ---主要鉄道
- 主要駅位置 ---主要1.0位置 ---空港位置
- 主要駅名称 ---主要1.0名称 ---空港名称
- 主要鉄道線路 ---主要高速道路 ---高速バスルート


観光マップ
〇〇市内の観光スポットをわかりやすく説明するために、下記のとおりトレースし情報を付加する。

- 陸部 ---行政界 (市境) ---河川等水部
- 主要観光スポット位置 ---主要施設位置 ---駐車場
- 観光路線 ---主要観光スポット名称 ---市街地 ---主要施設名称 ---ガソリンスタンド
- バス件位置 ---バス件名称 ---コンビニエンスストア

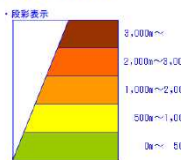
・完成品の形態
配布用印刷物
大きさ: A1判に印刷し、折りたんでB4判に仕上げる。
縮尺: 広域アクセスマップ 1/400,000、観光マップ 1/50,000
その他: 「〇〇市おすすめ観光ガイドマップ」は両面刷りとなっており、裏面に地図を印刷し、裏面には観光スポットを説明した文章及び写真を印刷する。

観光マップの印刷機能により自由に印刷できる。

凡例等



投影表示



広域アクセスマップ

使用の目的、使用の範囲又は区域、使用する測量成果、使用の作業方法（作成工程、使用する成果から抽出する情報、独自に追加する情報、成果品の形態）など

※申請者は、測量成果を使用して測量を実施する者（測量計画機関又は測量作業機関のいずれも申請可能）

手続き等に関する留意事項

- ◆ 地図・空中写真閲覧サービスで**ダウンロード可能な空中写真**を刊行物等に利用する場合は、**出所の明示のみ**で利用できます【解像度：400dpi】
- ◆ 作成したサイトに地理院タイルを利用する場合、**国土地理院サーバにアクセスして表示**させることにより、**出所の明示**で利用できます【参照方式】
- ◆ 機関内部のみでの利用であれば申請は不要ですが、**住民等に見せる場合や印刷物として配布**する場合は、内部利用には該当しないため、**承認申請が必要**となります
- ◆ 刊行物から取り外して利用することが可能な**附图は**、29条複製又は30条使用の**承認申請が必要**となる場合があります
- ◆ 企画・立案等が同一の**シリーズものの地図を順次刊行**していく場合は、1年間の複製（使用）について、**包括的に承認を受ける**ことができます
- ◆ システムやWebサイトの場合には、原則、地図等が画面に表示されている間は、常に**承認番号が確認できるように掲載し、出力図にも印刷されるように加工**してください
- ◆ 承認申請手続きを行うに際し、手数料等の**費用は発生いたしません**

承認を得て作成した成果品の二次利用

※29条複製及び30条使用によって一部異なります

- ◆ **29条複製**の承認を得て複製した複製品を、申請者自身が書籍やWebサイト等へ二次利用する場合には、**承認の日から3年以内**で、承認時の利用目的に添う利用の場合、かつ、**内容の同一性が失われていない場合**（現況修正を含む）に限って、承認番号を明示することで、新たに承認申請を要せずに二次利用が認められます
- ◆ **29条複製**の承認を得て複製した複製品を増刷する場合は、承認番号を明示することにより**承認の日から3年を限度**として増刷が認められます
- ◆ **30条使用**の**承認を得て作成された測量成果**を利用する際は、**新たな承認申請は必要ありません**（複製のような期限もありません）
- ◆ 国・地方公共団体が一般周知を目的として公表している複製品を、別の国・地方公共団体が同様の目的で一般に周知するため、複製品に何ら手を加えず（複製範囲の切り出しは可能）に転載する場合に限り、**承認を得て作成した機関の許諾を得て**、かつ**承認から3年以内に転載**する場合に限り、**出所の明示により転載が認められます**

※29条複製の成果品にのみ適用

★利用する地図等が**基本測量成果なのかを確認**

- **基本測量成果以外**であれば「出所の明示」で利用可能
- 基本測量成果の場合でも、**挿入する地図が少量**であれば、利用目的などに関係なく「出所の明示」で利用可能
- 基本測量成果の場合でも、**利用目的等によっては**「出所の明示」で利用可能（一時的な利用は「出所の明示も不要」）

★基本測量成果を利用して作成した地図等を、印刷物等での配布やWeb公開などにより、**不特定多数の人の目にふれる場合は**、測量法上の手続きが必要な場合があります

利用手続き等に関する問い合わせ

国土地理院の地図の利用手続

国土地理院Webサイト <<http://www.gsi.go.jp/>>
 右側のバナー  より詳細が確認できます

**ご不明な点や判断に迷う場合などは、
 北海道地方測量部までお問合せ下さい。**

国土地理院 北海道地方測量部
(測量成果の複製・使用承認担当)
TEL : 011-709-2311 (内4552)
E-mail : gsi-kokyo-ho@ml.mlit.go.jp